

# インターフェロンフリー再治療について

インターフェロンフリー治療に対する助成は原則1回のみですが、肝疾患診療連携拠点病院（以下、「拠点病院」という。）に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって、他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができます。

## 1. 診断書作成医

- ア 拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医（以下、「拠点病院肝臓専門医」という。）
  - イ・拠点病院以外の日本肝臓学会肝臓専門医
    - ・大分県肝疾患診療協力医療機関の肝疾患担当責任者（日本消化器病学会消化器専門医）
  - ウア及びイ以外の者でインターフェロンフリー治療に係る診断書の作成実績がある者
- ※イ及びウの医師の場合は、拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書を添付する必要があります。（以下、「診断書記載医」という。）

## 2. 診断書記載医が意見書を必要とする場合の手順

### (1) 診断書記載医

拠点病院肝臓専門医に、意見書発行の手続きについて問合せをする。  
※拠点病院に直接患者を紹介することも可能

### (2) 拠点病院肝臓専門医

診断書記載医に対し意見書発行に必要な書類及び手順を説明する。

### (3) 診断書記載医

- 次の書類に必要事項を記載の上、拠点病院肝臓専門医あて送付する。
- ①インターフェロンフリー治療（再治療）に対する**意見書**（第2号様式その7）
  - ②**関連文書**（意見書に必要な検査所見様式）・・・1型の場合のみ（以下同様）
  - ③診療情報提供書

### (4) 拠点病院肝臓専門医

- 再治療が適切と判断した場合、次の書類を診断書記載医あて返送する。
- ①インターフェロンフリー治療（再治療）に対する**意見書**（第2号様式その7）【原本】
  - ②**関連文書**（意見書に必要な検査所見様式）【写し】
- ※再治療が適切と判断しない場合は、その旨を電話等で連絡する。（①②の書類は返送しない。）

### (5) 診断書記載医

- 次の書類を、患者に渡す。
- ①インターフェロンフリー治療（再治療）に係る**診断書**（第2号様式その5）【原本】
  - ②インターフェロンフリー治療（再治療）に対する**意見書**（第2号様式その7）【原本】
  - ③**関連文書**（意見書に必要な検査所見様式）【写し】

### (6) 患者（申請者）

- 肝炎治療受給者証の交付申請に必要な書類の他、次の書類を添えて保健所で申請する。
- ①インターフェロンフリー治療（再治療）に係る**診断書**（第2号様式その5）【原本】
  - ②インターフェロンフリー治療（再治療）に対する**意見書**（第2号様式その7）【原本】
  - ③**関連文書**（意見書に必要な検査所見様式）【写し】

問合せ先：大分県肝疾患相談センター ☎097-586-5504